



犯罪被害者等の方々は、命を奪われる、身体を傷つけられる、物を盗まれるなどの生命・身体・財産の直接的な被害だけでなく、いわゆる「二次的被害」と呼ばれる被害後に生じるさまざまな問題にも苦しめられます。

誰もが犯罪にあう可能性があり、犯罪被害にあわれた方々の立場に立って考え、支援していくことが、今、私たちに求められています。

犯罪被害者等が一日も早く地域での平穏な暮らしを取り戻せるよう、地域の方々の理解と共感と支援がとても大切です。

I

犯罪被害者等の支援のあゆみ

日本の取組

わが国での犯罪被害者等の支援のための初めての施策は、三菱重工業ビル爆破事件〈1974年（昭和49年）〉がきっかけとなって公的な経済支援制度の確立をめざした「犯罪被害者等給付金支給法」の制定〈1980年（昭和55年）〉であるといわれています。

その後、刑事司法の分野を中心に被害者支援の動きが活発化し、1996年（平成8年）には警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、被害者対策が警察の本来業務であることが明確に位置づけられ、1999年（平成11年）には検察庁において、刑事裁判の結果などを被害者に通知する被害者等通知制度が導入されました。

2000年（平成12年）にはいわゆる「犯罪被害者等保護二法」が制定され、刑事手続における被害回復措置が導入され、2001年（平成13年）には「犯罪被害者等給付金支給法」の改正により給付制度の拡充と公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定制度の新設が行われました。

さらに、総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、2004年（平成16年）12月に「犯罪被害者等基本法」が議員立法により成立し、2005年（平成17年）4月から施行されました。

そして、犯罪被害者等基本法にもとづき、2005年（平成17年）12月に「犯罪被害者等基本計画」（最終改定：2021年（令和3年）3月）が策定され、具体的施策が示されました。

滋賀県の取組

本県における犯罪被害者等に対する支援については、基本法制定以前の2003年（平成15年）に制定した「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく基本方針において5つの基本的方向の1つとして「犯罪被害者や弱者の支援」を掲げ、その後、犯罪被害者等基本法の制定および犯罪被害者等基本計画の策定を受け、2007年（平成19年）7月に「犯罪被害者総合窓口」を設置し、また同年10月には「滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定して、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。

そして、2018年（平成30年）4月の「滋賀県犯罪被害者等支援条例」の施行に加え、同年10月に「滋賀県犯罪被害者等推進計画」（最終改定：令和4年3月）を策定しました。犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民、事業者、関係機関・団体の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる滋賀の実現を目指しています。なお、犯罪被害者等からの相談については、民間支援団体と連携し、犯罪被害者総合窓口や性暴力被害者総合ケアワン ストップびわ湖「SATŌCO」を設置し、相談支援を実施しています。

II

警察による犯罪被害者支援制度

被害者カウンセリング制度

被害者の方やそのご家族、ご遺族は、犯罪による直接的な被害（身体的被害）の他に、精神的被害・経済的被害を受けており、犯罪被害による心の傷が長期間継続する心的外傷後ストレス障害（PTSD）、被害の体験が突然よみがえるフラッシュバックなど、心身にさまざまな反応があらわれることがあります。

警察では、犯罪や交通事故による被害者の方等の精神的被害の回復や軽減を図ることを目的として、警察本部内に配置または警察本部長が委嘱した臨床心理士などの被害者カウンセラーによるカウンセリングを無償で受けることができる制度を設けています。

安全の確保に関する制度

【再被害の防止・保護対策】

- ・再被害防止対象者…被害者の方が、再度、加害者から生命、身体に被害を受けるおそれのある場合、所要の警戒措置を行います。
- ・保護対象者…加害者が暴力団員、暴力団関係者などで、仕返しを受けるおそれがある場合、被害者の方を保護対象者として指定し、被害の未然防止を徹底しています。

【DV（配偶者からの暴力）、児童虐待等の被害者の保護】

DV事案や児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について関係機関と連携のうえ対応しています。

【経済的支援制度】

被害者の方やそのご家族、ご遺族が受けた精神的被害・経済的被害の軽減を図るため、犯罪被害に係る必要な経費（身体犯被害による診断書料、初診料等）の公費負担を行う制度を設けています。



被害者連絡制度

殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪等に該当する重大な交通事故事件等の被害者等の方に対して、次の事項を適時適切に連絡する被害者連絡制度を運用しています。

【刑事手続および犯罪被害者のための制度】

被害者の方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続および犯罪被害者のための制度について連絡します。

【捜査状況】

犯人の逮捕に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

【犯人の逮捕】

犯人を逮捕した場合には、捜査に支障のない範囲内で、犯人逮捕の旨や犯人の氏名、年齢などについて連絡します。

【犯人の処分状況】

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

※犯人が少年の場合には、連絡の内容などに若干の違いがあります。

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為（殺人や傷害など）によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者の方に対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。

※犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、または犯罪被害の発生した日から7年を経過した場合には申請できません。ただし、やむを得ない理由によりこの期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

※被害者の方にも不適切な行為がある場合等は、給付金の全部または一部が支給されないこともあります。